

法務・契約書の悩み 「リチェック」が解決



クラウド法務サポートAI



リチェック

ご説明資料

■ 株式会社リセについて

- ・ 会社概要
- ・ メディア掲載実績、著書など
- ・ 開発環境

■ サービスのご紹介

- ・ サービス概要
- ・ 機能ご紹介
- ・ 対応契約書類型一覧
- ・ サポート体制について
- ・ オプション機能について
- ・ 料金プラン

■ よくあるご質問

■ 製品に関するお問い合わせ

社名

株式会社リセ
(英語表記: Lisse Co.,Ltd)

所在地

東京都千代田区神田錦町2-2-1
KANDA SQUARE 11F

代表

藤田 美樹 (代表取締役社長、弁護士)

事業内容

インターネットおよび人工知能を活用した
各種法務支援システムの提供 (SaaS)

設立

2018年6月 (開業2019年1月)

ミッション

争いのない「滑らかな」企業活動の実現
Making “smooth” corporate operations
without conflict an everyday reality.

資本金 (準備金、剰余金含む)

18億7976万円 (2023年7月)

ビジョン

最適な法的支援をテクノロジーを用いてすべての
企業へ届ける
Delivering the ideal legal support to all
businesses utilizing legal technology.

主要株主

経営陣、大和企業投資株式会社、グローバル・ブレイン株式会社、Angel Bridge株式会社、弁護士ドットコム株式会社、株式会社ミロク情報サービス、BRICKS FUND TOKYO (三菱地所株式会社CVC)、株式会社マネーフォワード、京銀リース・キャピタル株式会社 (京都銀行グループ)、Deep30 (東大系ファンド)、エンジェル投資家 (弁護士等) など

メディア掲載実績、著書など



日本経済新聞
2019年11月18日付 朝刊

中小企業を救うリーガルテック

敏腕女性弁護士が、4人の子を育てながら「紙だらけの法曹界」に起こした新風

平日は毎日午前様、土日仕事という日々

「私、本当に何もやりたいことがない、なりたいものもない、普通の子だったんです」

一つひとつの言葉をじっくりと選びながら、理知的に話すリセ代表取締役社長の藤田美樹さん。だが、自分の生い立ちを振り返ったときは、考え込んだものの、「本当に普通だったんですよええ」とチャミングにほほ笑んだ。

「争いのない“滑らかな”社会を作る（LisseはSmoothという意味の仏語）」をミッションに掲げるリセは、契約書レビューAIクラウドサービス「リ〜が〜るチェック」を運営している。弁護士というキャリアの中で生まれたリーガルテックのサービスだ。海外では法務文書のクラウドサービスも数多く生まれているが、デジタル化が遅れた日本では画期的なサービスだ。

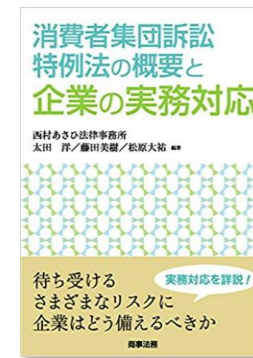


リセ代表取締役社長 藤田美樹さん（写真提供＝リセ）

PRESIDENT WOMAN
2020年10月28日掲載（記事全文はこちら）



BUSINESS LAW JOURNAL
2020年2月号掲載



当社代表藤田の著書
（上記は一部、共著）

Deep 30

最先端技術を追求

● ● ● ● 30

日本AI研究所のトップ、東京大学 松尾研究室による組織。最先端研究を共同追求。



Lisse

開発部

セキュリティ

SECURITY



WAF（ウェブアプリケーションファイアウォール）
暗号化通信など、世界品質レベルのクラウド環境

実績ある 弁護士チーム監修



西村あさひ法律事務所パートナー出身の代表など
各分野の専門弁護士が監修しております。



リチェック サービスのご紹介

リチェックは少人数法務を支援するクラウド型リーガルテックサービスです。
AIによる自動レビュー支援、英文契約書の機械翻訳、自社ノウハウの蓄積などさまざまな機能を
合理的な価格で提供し、**契約業務の効率化とコスト削減**を強力にサポートします。

▼リチェックの主な活用方法

法律のプロ監修 契約書自動レビュー支援

AIが契約書を数秒で読み込み、
自動でレビュー支援を行います。

- リスク判定支援
- リスク観点ごとの優先度提示
- 変更条文例の提示
- 弁護士監修済みの条文解説
- 欠落条項の提案
- 優先度を付いたリスク絞り込み・
自社優先度設定
- サンプル条文集・解説集の提供
- 自社基準レビュー支援
- 英文契約書の機械翻訳

自社ノウハウの蓄積 契約書データの管理

契約書をデータベース化すること
で、社内ノウハウの共有や検索に
かかる工数を大幅に削減できます。

- 自社ひな型の登録
- 過去事例や参考契約書の登録
- 条文ごとの検索機能
- 条文ごとの自社コメント登録
- キャビネット（保管）機能
- 契約期限アラート機能
- クラウド化によるテレワーク推進

専門弁護士作成のひな型 による契約書作成支援

類型ごとの専門弁護士が作成し
たリチェックひな型を完備。法
改正にも適宜対応しています。

- 立場に応じた**702種**以上の
ベストテンプレートで簡単作成
- 法改正が適応された最新ひな型
- 専門弁護士最新の知見を凝縮
- 英文ひな型も**100種**以上を実装

機能ご紹介 ①弁護士監修の契約書リスクチェック支援

弁護士が開発したAIが条文ごとのリスク箇所を瞬時に判定し、変更条文例や解説を表示します。

7

3

リスクチェック

リチェック条文集

自社ひな型比較

ファイル名	契約類型	契約上の立場	契約当事者	条文チェック	ダウンロード内容
秘密保持契約書.pdf	秘密保持契約	情報の受け手	株式会社A 株式会社B	10箇所	条文内容チェック結果

チェック中

読み取り内容編集

秘密保持契約書

株式会社甲（以下「開示当事者」という。）と株式会社乙（以下「受領当事者」という。）は、秘密保持契約（以下「本契約」という。）を次の様に締結する。

第1条（目的）
両当事者は、両当事者間の本件取引に関して、相互に相手方に開示する情報の保護を目的として本契約を締結する。

第2条（秘密情報）
本契約における「秘密情報」とは、平または電子的に相手方に開示した技術上または営業上の情報、本契約の存在及び内容、口頭で開示された情報その他一切の情報をいう。①②ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。⑥

(1)開示を受けた時は既に存在していた情報
(2)開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。

第3条（秘密情報の取扱い）
1. 受領当事者は、開示当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令または裁判所や監督官庁等の公的機関により秘密情報の開示を命じられた場合には、命じられた範囲で秘密情報を、公表または開示することができる。

第4条（秘密情報の返還）
受領当事者は、相手方から請求がある場合又は不要となった場合には、秘密情報を含む記録媒体等を直ちに相手方に破棄または返

※ チェック結果の出力機能付き

Excel Word

優先度「B」以上のリスクチェック結果: 10箇所

A B C

▼ 第2条（秘密情報）①②⑥

修正

① 全ての情報について秘密保持義務を負う規定になっていませんか。秘密情報の範囲を「秘密である旨が明示された情報」に限定するよう修正する必要はありませんか。未確認

解説

開示当事者から開示された「すべての情報」について、秘密情報として秘密保持義務を負うものとされている場合、広範な情報について秘密保持義務を負うことになり、受領当事者に不利です。

秘密である旨が明示された情報に限り、秘密情報として、秘密保持義務を負うという内容に修正することをご検討下さい。

コピー

チェック箇所 ▼

修正例 ▲

秘密情報とは、開示当事者より提供又は開示を受けた一切の情報であって、提供又は開示の際に、開示当事者より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示の際に秘密である旨が明示され開示後30日以内に書面で受領当事者に対して通知されたものをいう。

コピー

- チェックすべき一文をAIが指摘します。

- 修正意図を平易な文章で解説
- 変更条文例や解説はすべて、類型ごとの専門弁護士が監修・作成しています。

機能ご紹介 ②欠落条項の提案

弁護士監修のAIがリスク軽減のために必要な欠落条項を瞬時に判定し、追加すべき文案とその解説を表示します。

2. 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令または裁判所や監督官庁等の公的機関により秘密情報の開示を命じられた場合には、命じられた範囲で秘密情報を、公表または開示することができる。

第4条（秘密情報の返還）

受領当事者は、相手方から請求がある場合又は不要となった場合には、秘密情報を含む記録媒体等を直ちに相手方に破棄または返還するものとする。この場合、受領当事者は、秘密情報を破棄または返還したことを証する書面を相手方に提出するものとする。 4

第5条（損害賠償責任）

本契約の当事者が、秘密情報を開示するなど本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、当該当事者は、当該相手方に対し、一切の損害（直接損害、間接損害、逸失利益及び弁護士費用等紛争解決費用を含む）を賠償しなければならない。 5

第6条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から起算し、満10年間とする。 6 本契約の期間満了後、甲又は乙のいずれから相手方に対する書面の通知がなければ、本契約は同一条件でさらに継続するものとする。 7

第7条（専属的合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、当事者が記名捺印の上、各1通を保有する。

▼ 相手方による権利義務の譲渡禁止 1

抜け漏れ

未確認

解説 ▲

契約上の地位や契約上の権利義務の移転を禁止する規定は、予期せず契約の相手方が変更されてしまうことを避ける目的で規定されます。

秘密保持契約においては、このような譲渡禁止規定をおくことは、さほど一般的ではありませんが、規定する必要があるかをご検討ください。

なお、2020年4月1日に施行された改正民法において、債権譲渡を禁止する規定が契約書に規定されていた場合であっても、原則として債権譲渡は有効とされることとなりました（民法第466条第2項）。この点ご注意ください。

コピー

リチェックひな型サンプル ▲

相手方から事前の書面承諾を得なければ、本契約にかかる自らの権利義務または契約上の地位を第三者に移転、譲渡したり、担保に供したりすることはできない。

コピー

- 対象の契約書に欠落している条項をAIがアラートし、弁護士作成の条文例と解説を表示します。
- 契約書文中の番号にて、欠落条文の挿入位置のおすすめ箇所を表示します。

機能ご紹介 ③リスクチェック優先度設定

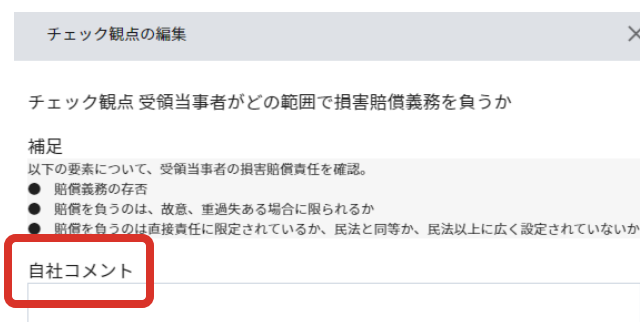
弁護士監修のAIが表示するリスクについて、優先度を用いた絞り込みを可能にします。



●優先度フィルタ



●自社基準の調整・コメント登録



優先度レベルの設定：



- リスク観点ごとの優先度フィルタにより、表示するリスクの絞り込みを行います。
- 標準で表示される優先度から、自社基準に調整する機能も提供しています。
- 自社の優先度に変更した場合は、設定理由などを自社コメントとして残し、いつでも参照できます。

機能ご紹介 ④自社基準レビュー支援（1）

自社のひな型を用いた審査を素早く緻密に行うための機能です。条文毎に設定した社内向けコメントを表示しながら、自社の審査ナレッジを基にチェックを行うことを可能にします。

第5条（損害賠償責任）

本契約の当事者が、秘密情報を開示するなど本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、当該当事者は、当該相手方に対し、一切の損害（直接損害、間接損害、逸失利益及び弁護士費用等紛争解決費用を含む）を賠償しなければならない。

第6条（その他事項）

本契約の効力は、本契約の締結日から起算し、満3年間とする。本契約の期間満了後、双方はこれのいずれから相手方に対する義務の遡及がなければ、本契約は同一条件でさらに更新するものとする。

第7条（争議の解決手続）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本議定書を作成し、当事者が記名捺印の上、各1通を保存する。

▼ 第5条

▼ 損害賠償責任

厳守

社内コメント ▲

【社内ルール】

- ・ **直接損害**に限定すること。
- ・ 可能であれば、損害賠償額の上限額を設定する。

コピー

※ 比較表の出力機能付き

自社ひな型サンプル ▲

第6条損害賠償責任

1. 本件契約にもとづき、本件契約の当事者が、故意または重過失により、相手方に対し損害を与えた場合、当該当事者は、当該相手方に対し、現実かつ**直接生じた損害のみ**を賠償するものとする。いかなる場合も逸失利益は賠償しない。
2. 1項に基づくか否かを問わず、本件契約に基づく損害賠償金の上限は、【●円】とする。

コピー

- 自社の審査基準や、AIによるリスクチェックだけでは対応しきれないような「業界、業種毎の特殊性が強い注意点」「取引先毎に設定されている注意点」などを参照しながら審査を行うことができます。
- チェック対象の契約書と自社ひな型の比較時には、自動的に条文の並び替えがなされるため、スピーディーな審査が可能です。

機能ご紹介 ④自社基準レビュー支援 (2)

自社のひな型を用いた審査では、比較する2つの契約書について条文内テキストの差分／一致点をハイライト表示します。重要な文言、キーワードを漏らさず確認することができます。

第4条（秘密情報の返還）
当事者は、相手方から請求がある場合又は不要となった場合、秘密情報及び記録媒体等を直ちに相手方に破棄または返還するものとする。この場合、当事者は、秘密情報を破棄または返還したことを証する書面を相手方に提出するものとする。

第5条（損害賠償責任）
本契約の当事者が、秘密情報を開示するなど本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、当該当事者は、当該相手方に対し、故意又は重過失によって生じた損害を賠償しなければならない。

第6条（有効期間）
本契約の有効期間は、本契約の締結日から起算し、満10年間とする。本契約の期間満了後、甲又は乙のいずれから相手方に対する書面の通知がなければ、本契約は同一条件でさらに継続するものとする。

差分	一致	をハイライト表示
▼ (損害賠償責任) 自社ひな型サンプル ▲	第5条 (損害賠償責任) 本契約の当事者が、秘密情報を開示するなど本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、当該当事者は、当該相手方に対し、一切の損害 (直接損害、間接損害、逸失利益及び弁護士費用等紛争解決費用を含む) を賠償しなければならない。 コピー	比較対象

The screenshot shows a document titled "秘密保持契約書" (Confidentiality Agreement). The document is divided into sections. The first section, "第1条 (目的)" (Article 1 (Purpose)), states the purpose of the agreement. The second section, "第2条 (秘密情報)" (Article 2 (Confidential Information)), defines confidential information and lists conditions for its disclosure. The third section, "第3条 (秘密保持)" (Article 3 (Confidentiality)), outlines the obligations of the parties. Red boxes highlight the following text:

- 第2条 (秘密情報)**
本契約における「秘密情報」とは、開示当事者より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に、開示当事者より秘密である旨の表示が明記された。又は1項で開示されたか開示を拒絶し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面であって受取当事者に対して通知されたものをいう。ただし、開示を受けた当事者が書面によってその照会を立証できる場合限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。
(1)開示を受けた時に既に保有していた情報
(2)開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

B5		A	B	C	D
		1	文章比較結果		
		1	第1条(秘密保持)	秘密の存在	要約有り
		1.1	(目的) 当当事者は、両当事者間の事件取扱いに関して、相互に相手方に開示する情報の保護を目的として本契約を締結する。	第1条(目的) 両当事者は、両当事者間の事件取扱いに関して、相互に相手方に開示する情報の保護を目的として本契約を締結する。	一致あり
		2	第2条(秘密保持) 本契約における「秘密情報」とは、開示当事者より提供又は開示を受けた情報が含まれる。提供又は開示の際、開示当事者より秘密である旨の表示が明示され、又は口頭で開示された場合に限り、秘密である旨の表示が明示された後、又は口頭で開示された場合において、通知されたものをい。ただし、開示を受けた当事者の書面による承諾を立証できる場合には、以下の情報たる秘密情報の対象とならない。(1)開示を受けた時に既に存在していた情報 (2)開示を受けた後、秘密保持義務を負った第三者から正しく入手した情報	第2条(秘密保持) 本契約における「秘密情報」とは、開示当事者または受領当事者からの開示に関連した技術上または営業上の情報、本契約の存在及び内容、口頭で提供された情報その他の一切の情報であり、ただし、開示を受けた当事者が書面による承諾を得たものである場合は限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。 (1)開示を受けた時に既に存在していた情報 (2)開示を受けた後、秘密保持義務を負った第三者から正しく入手した情報	
		3	第3条(秘密保持) 受領当事者は、開示当事者の事件の審理による手段を得ることなく、秘密情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。前項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令または裁判所若しくは監督官庁の求めに応じ秘密情報の開示を求められた場合は、求められた範囲で秘密情報を、公衆または関係者に開示することができる。	第3条(秘密保持) 受領当事者は、開示当事者の事件の審理による手段を得ることなく、秘密情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。前項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令または裁判所若しくは監督官庁の求めに応じ秘密情報の開示を求められた場合は、求められた範囲で秘密情報を、公衆または関係者に開示することができる。	
		4	第4条(秘密保持の特例) 受領当事者は、両当事者からの資料が送られる場合、受領当事者及びその関係者から秘密保持義務を負う第三者に開示される秘密保持情報及び秘密保持命令は二次的資料であり、受け取り次第または破	第4条(秘密保持の特例) 受領当事者は、相手方からの請求がある場合又は不要な場合にも、「秘密保持命令」記載の秘密情報を当該相手方から受領または返却するもののうち、この複製、受領当事者は、秘密保持研究家とは異なる。	
		<	比較結果	差分結果	+<=>>+<=>>+

※比較表の出力機能付き

機能ご紹介 ⑤自社ひな型の登録・編集

自社のひな型を登録し、オンライン上で直感的に編集できる機能です。

自社ひな型内の各条文に社内向けコメントや重要度を設定して、自社審査ナレッジを蓄積します。

自社ひな型編集

▼ 契約書情報

ひな型名: 【デモ用2】秘密保持契約書

契約書上の自社の立場: 情報の受け手

契約類型: 秘密保持契約

タグ: (削除不可)

保存する

B I U G - A v

秘密保持契約書

株式会社●●（以下「開示当事者」という。）と株式会社●●（以下「受領当事者」という。）は、秘密保持契約（以下「本件契約」という。）を次の様に締結する。

第1条目的

本件契約は、両当事者間の【○○○○】を目的として、開示当事者が受領当事者に開示する情報の秘密保持について定めるものである。

第2条秘密情報

本件契約において、「秘密情報」とは、①開示当事者の業務に関して、開示当事者が保有する情報であり、②開示当事者または受領当事者が、相手方に対し、【両当事者間の業務提携の可能性検討】の目的（以下、「本件目的」という。）のために、③紙媒体または電磁的記録媒体で提供した情報で、**紙媒体については秘密情報であることが明示されたもの**、電磁的記録媒体についてはパスワードが付されたものをいう。ただし、以下のいずれかに該当する情報は除く。

- (1)開示時点において、既に公知であった情報
- (2)開示後に、受領当事者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
- (3)開示時点において、受領当事者が既に知っていた情報
- (4)秘密保持義務を負っていない第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

第3条秘密保持

1.受領当事者は、開示当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を、第三者に開示または漏洩

詳細

社内コメント

B I U G - A v

【社内ルール】

- ・秘密情報の範囲は、**秘密と明示された範囲に限る**こと。
- ・受領側の時は、**可能な限り秘密情報の範囲は制限**すること。

重要度 厳守

参考

要注意

厳守

下に新しい条文を挿入

この条文を削除

- エディターソフトのようにWebブラウザ上で、簡単に自社ひな型を編集できます。
- 条文の追加や削除、結合も自在で、特に注意が必要な部分にはマーカーを付けたり二重線を引いたり装飾も可能です。
- 重要度は＜参照・要注意・厳守＞の3段階から選ぶことができます。
- 社内ルールや過去のトラブル事例の蓄積、共有に有効です。自社ひな型以外にも、過去事例や参考契約書等も登録・編集可能です。

機能ご紹介 ⑥類似条文の検索

リチェック内にある、過去にレビューした契約書やリチェックひな型、登録した自社ひな型などから特定のキーワードに関連する条文をスピード検索します。

LeCHECK

すべての契約書から条文検索

条文検索

チェック対象契約書検索

リチェックひな型検索

自社ひな型検索

日本語契約書

契約類型すべて

秘密保持契約

売買契約

不動産賃貸借に関する契約

動産賃貸借契約

委託契約

販売提携契約

秘密保持契約（登録：全215件）※条タイトルと関連キーワードで検索

契約書上の立場：☒ 両方 ☐ 情報の受け手 ☐ 情報の出し手

検索結果からさらに絞り込む

条文内キーワード： 契約当事者：

登録日： ~ タグ：

登録者：

損害賠償責任

自社ひな型の参考例 ▲

第6条損害賠償責任

1.本件契約にもとづき、本件契約の当事者が、故意または重過失により、相手方に対し損害を与えた場合、当該当事者は、当該相手方に対し、現実かつ直接生じた損害のみを賠償するものとする。いかなる場合も逸失利益は賠償しない。

2.1項に基づくか否かを問わず、本件契約に基づく損害賠償金の上限は、【●円】とする。

- 過去にリチェックにアップロードした契約書、自社ひな型、リチェックひな型のいずれかから検索範囲を選び、条文単位での検索ができます。
- 特定の条文に対する社内コメントや弊社弁護士による解説も検索、確認できます。

機能ご紹介 ⑦文書比較

リチェック上にアップロードした契約書、登録した自社ひな型、ローカルにある契約書から、対象の二文書を選択することで、WEBの画面上で差分を表示します。

●二文書間の比較機能

契約書テキスト比較

契約書のテキスト全文を比較し差分を確認することができます。
比較したいファイルを選択して実行ボタンをクリックしてください。

Word

業務委託契約書_請負型.docx

PC内のファイルから選択する
または
LeCHECK上のファイルから選択する

PDF

Text

業務委託契約書_請負型-Ver2.pdf

PC内のファイルから選択する
または
LeCHECK上のファイルから選択する

差分比較を実行する

- 二つの契約書の内容が左右に表示され、相互に差分を確認できます。
- ファイル形式や、文書の保管場所が異なる文書の比較が可能です。

例1：WordファイルとPDFファイルの差分チェック

例2：リチェック上にあるバージョン1と

ローカルにあるバージョン2の差分チェック

- 比較結果を保存し、履歴をいつでも参照することができます。



← ファイル選択に戻る

契約書テキスト比較結果

秘密保持契約書.pdf

秘密保持契約書
株式会社〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、秘密保持契約（以下「本契約」という。）を次の様に締結する。

第1条目的
本契約は、両当事者間の〇〇にかかる取引（以下「本件取引」という。）を検討することを目的（以下「本件目的」という。）として、相互に開示される情報の秘密保持について定めるものである。

第2条秘密情報
1. 秘密情報とは、甲または乙が、相手方に対して開示する技術上・営業上の一切の有益な情報であって、秘密情報である旨を明示した情報をいう。なお、秘密情報である旨を明示する方法としては、文書・書面・電子媒体等の有体物の場合には、当該有体物に秘密である旨の表示を付し、無体物である場合には、開示の際に、秘密情報である旨を表示し、かつその後〇日以内に当該秘密情報の概要を特定した書面を相手方に交付する方法によるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。
(1) 相手方から開示される時に既に公知であったもの、または開示後に被開示者の責に帰さない事由により公知となったもの
(2) 相手方から開示される以前から保有していたもの

秘密保持契約書.docx

秘密保持契約書
株式会社〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、秘密保持契約（以下「本契約」という。）を次の様に締結する。

第1条目的
両当事者は、両当事者間の本件取引に関して、相互に相手方に対して開示する情報の保護を目的として本契約を締結する。

第2条秘密情報
1. 秘密情報とは、甲または乙が、相手方に対して開示する技術上・営業上の一切の有益な情報であって、秘密情報である旨を明示した情報をいう。なお、秘密情報である旨を明示する方法としては、文書・書面・電子媒体等の有体物の場合には、当該有体物に秘密である旨の表示を付し、無体物である場合には、開示の際に、秘密情報である旨を表示し、かつその後〇日以内に当該秘密情報の概要を特定した書面を相手方に交付する方法によるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。
(1) 相手方から開示される時に既に公知であったもの、または開示後に被開示者の責に帰さない事由により公知となったもの
(2) 相手方から開示される以前から保有していたもの

※新旧対比表の作成機能付き

比較結果を保存

●比較結果履歴の保存

2021/09/25(土)

2021/09/25 08:55

秘密保持契約書.pdf/秘密保持契約書.docx

再表示 比較履歴から参照

2021/09/25 08:48

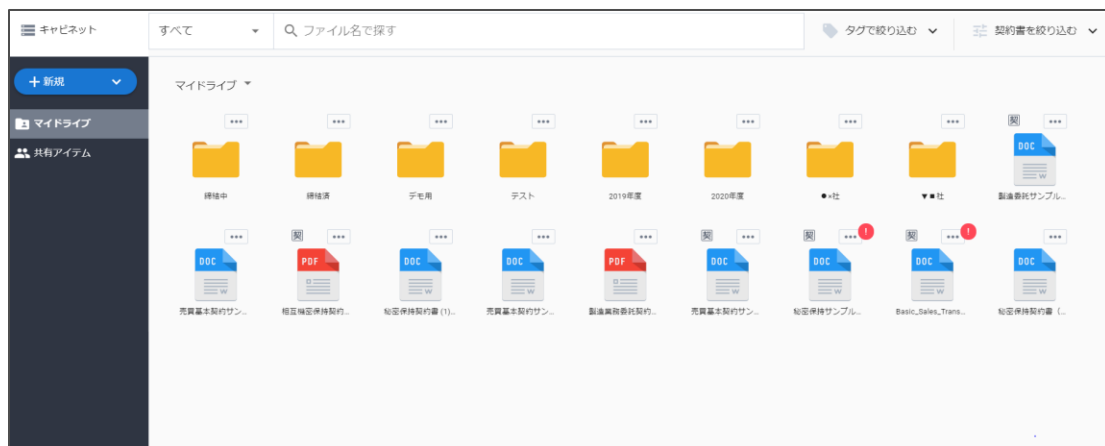
秘密保持契約書.pdf/秘密保持契約書.docx

再表示 比較履歴から参照

機能ご紹介 ⑧キャビネット（1）

クラウド上で契約書データを管理することができます。契約書個別にタグを付けることで過去契約書の検索時間を短縮したり、契約期間切れアラートを設定することで更新や解約漏れリスクを軽減します。

● 契約書データの管理



デスクトップ上にフォルダやファイルを保存するような操作感で、クラウドサーバー上にフォルダや契約書ファイルを保管することができます。

閲覧権限を管理者と一般ユーザーで分けることもできます。

取引先や部署名のタグを作成し、タグごとに契約書データを検索することができます。

● タグ付けによる契約書の絞り込み、契約期間切れアラートの設定



契約期間満了前にリマインドメールを設定することもできます。

機能ご紹介 ⑧キャビネット (2)

キャビネットに保管した契約書データを、特定の条件で検索をかけることができます。検索と絞り込み機能を使い、希望の契約書データを抽出、ファイル一覧をリスト化し、csv形式でダウンロードすることも可能です。

● 契約書データの検索



キャビネット

すべて

🔍 ファイル名で探す

🏷 タグで絞り込む ▼

🔍 契約書を絞り込む ▼

+ 新規 ▼

マイドライブ

共有アイテム

✓ すべて

契約書のみ

- 有効期限内

- 有効期満了

契約書以外

ファイル名、ファイルタイプ、作成したタグ及び以下の条件で絞り込みができます。

- 相手先名
- 金額 (>、≧、<、≦、通貨 選択可能)
- 締結日
- 締結ステータス
- 契約開始日 (期間選択可)
- 契約終了日 (期間選択可)
- 自動更新の有無

電子帳簿保存法 対応

● ファイル検索・絞り込み後のファイル一覧ダウンロード

マイドライブ ▼

絞り込み条件: 契約終了日: 2021/08/01(日) ~ 2021/08/31(火)

 ...  ...  ...

秘密保持契約書 (...)

Basic_Sales_Trans...

秘密保持契約書 (...)

📄 ファイル一覧CSV

タグや特定の条件で絞り込まれた結果がリスト化され、csv形式でダウンロードされます。

契約書名	ファイル登録者	会社名	契約終了日	契約終	ファイルタ	言語	承認ステ
秘密保持契約書 (総	●	Lisse	2021/8/31		契約書	和文契約書	未締結
秘密保持契約書 (総	●	Lisse	2021/8/31		契約書	和文契約書	未締結
Basic_Sales_Trans	●	Lisse	2021/8/31		契約書	英文契約書	締結済

機能ご紹介 ⑨英文契約書レビュー支援・機械翻訳

英文の契約書を機械翻訳し、和文での変更条文例と、英文での変更条文例を同時に表示します。

- 法律文書に特化した独自AIによる和訳と、変更条文例を日本語と英語で表示

53
リスクチェック

リチェック条文集

自社ひな型比較

ファイル名	契約類型	契約上の立場	契約当事者	条文チェック	ダウンロード内容
NON-DISCLOSURE AGREEMENT (1).docx	秘密保持契約(Non-Di...	情報の出し手	株式会社B 株式会社A	8箇所	条文内容チェック結果

Confidential Information, and who are bound by duties of confidentiality and limited use at least as strict as those stated herein. ① The Receiving Party shall maintain a current list of each em... A → あ

director, contractor, and adviser who has received Confidential Information and shall promptly provide such list to the Disclosing Party upon request. The obligations in this Article will survive the expiration or termination of this Agreement for a period of [●●] years. ②

1 2

Article 3. Exceptions to Receiving Party's Duty of Non-Disclosure and Limited Use
Notwithstanding the foregoing, the confidentiality and limited use obligations set forth above shall not apply to information that (i) was publicly available at the time of first disclosure by the Disclosing Party or becomes publicly available after the time of first disclosure through no fault of the Receiving Party, (ii) was already in the possession of the Receiving Party at the time of first disclosure, (iii) is received by the Receiving Party from an unrelated third party with no confidentiality obligations attached, (iv) is authorized for release by the Disclosing Party in writing, or (v) is the subject of a government or judicial subpoena or other order, provided that the Receiving Party promptly informs the Disclosing Party of the situation and allows the Disclosing Party to control any efforts to challenge the subpoena/order.

Article 4. Term and Termination
This Agreement shall be effective from the Effective Date for a term of [●●] year; provided, however, that either Party may terminate this Agreement at any time prior to the expiration of the [●●]-year term by giving written notice of termination to the other Party. ③

Article 5. Return of the Information
Within [●●] days after the effective date of the expiration or termination of this Agreement for

2 存続期間の定めがあります。存続する期間が、貴社にとって十分な期間であるかどうか、ご確認ください。

未確認 A → あ

解説 ▲

契約終了後も、秘密保持義務等が存続する、という内容になっています。
秘密保持義務等が存続する期間が、貴社にとって十分な期間であるかどうか、ご確認ください。

コピー

チェック箇所 ▼

秘密保持義務が長期間にわたって存続する、とする場合 ▲

The nondisclosure provisions of this Agreement shall survive the termination of this Agreement and Receiving Party's duty to hold Confidential Information in confidence shall remain in effect until the Confidential Information no longer qualifies as a trade secret or until Disclosing Party sends Receiving Party written notice releasing Receiving Party from this Agreement, whichever occurs first.

(修正条文例の和訳)
本契約の秘密保持条項は、本契約の終了にかかわらず存続し、受領当事者の秘密情報を秘密に保つ義務は、秘密情報がもはや秘密情報であるとみなされなくなる、または、開示当事者が、書面で受領当事者に対して秘密保持義務から解放する旨を通知するかの、いずれかが生じるまでは、効力を持続けるものとする。

コピー

- 国際取引に長けた専門の弁護士が外国人弁護士と協働で作成。
- 国際取引特有のリスクを踏まえた解説を日本語で表示します。

- 英語ネイティブ弁護士が作成した英語条文例とその和訳を表示します。



法律文書に特化した翻訳エンジンをWordに付与し、書式を崩さずに日⇄英翻訳することが可能です

- リトランスレイトのみ使える機能として、和訳だけでなく、**英訳も可能**です

※対訳表の自動出力機能付き

Word
アドイン

基本的な販売取引契約

この基本販売取引契約(この「契約」)は、[●●]、[●●]に本社がある[●●] (「販売者」)と[●●]の間で有効(「発効日」)に締結される。● [●●]本社が[●●] (「バイヤー」)にある(総称して「当事者」または個別に「当事者」)。

RECITALS

一方、購入者は、個別の契約(以下に定義)に基づいて[●●]を販売者から購入することを望んでおり、販売者はそのような製品をそのような方法で購入者に販売することを望んでいる。

今、それゆえ、両当事者は、ここに述べられた諸条件に従って本契約を締結することに相互に同意します。

第1条 定義

別紙を含む本契約の目的のために、以下の用語は次の意味を持つものとしす。

1.1 「引渡日」は、第5.1条に定める意味を有します。

1.2 「個人契約」とは、第2.3条に定める意味を有するものとします。

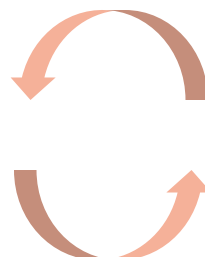
1.3 「製品」とは、別紙「A」に記載されているように、売り手が製造および/または販売した[●●]を意味する。

第2条 個別契約

2.1 購入者は販売者から購入し、販売者は製品を購入者に販売するものとします。特定の販売取引は、以下に説明するように、個別契約の実行を通じて実行されるものとします。

2.2 購入者は、製品名、数量、価格、要求された配達日、発送先住所などを明記した注文書をファクシミリまたは電子メールで発行することにより、売り手に製品を注文することがある。売り手は購入者にファクシミリで通知しますまたは、注文を受けてから[●●]営業日以内に各注文を受け入れることができるかどうかをメールで送信します。売り手は、注文の受理を不当に拒否または遅らせないものとします。売り手が注文を受け入れる場合、売り手は注文のすべての詳細を確認する注文確認を買い手に送信します。これには、製品名、数量、価格、配達日、および配達先住所が含まれるが、これらに限定されない。

和訳



英訳

BASIC SALES TRANSACTION AGREEMENT

This Basic Sales Transaction Agreement (this "Agreement") is entered into effective _____ (the "Effective Date") between [●●], a [●●] having its head office at [●●] ("Seller") and [●●] a [●●] having its head office at [●●] ("Buyer") (collectively the "Parties" or individually a "Party").

RECITALS

WHEREAS, Buyer desires to purchase [●●] from Seller from time to time based on Individual Contracts (as defined below), and Seller desires to sell such products to Buyer in such manner;

NOW, THEREFORE, the Parties mutually agree to enter into this Agreement in accordance with the terms and conditions stated herein.

Article 1. Definitions

For purposes of this Agreement, including any Exhibits, the following terms shall have the following meanings:

1.1 "Delivery Date" shall have the meaning set forth in Article 5.1.

1.2 "Individual Contract" shall have the meaning set forth in Article 2.3.

1.3 "Products" shall mean [●●] manufactured and/or marketed by Seller as listed in Exhibit "A".

Article 2. Individual Contracts

2.1 Buyer shall purchase from Seller and Seller shall sell to Buyer the Products. The specific sales transactions shall be performed through the execution of Individual Contracts as explained below.

2.2 From time to time, Buyer will place orders for Products to Seller by issuing a Purchase Order by facsimile or email, specifying the Product names, quantities, prices, requested delivery date, ship-to address, etc. Seller will inform Buyer, by facsimile or email, whether or not it is able to accept each order within [●●] business days after its receipt of the order. Seller shall not unreasonably reject or delay acceptance of any order. If Seller accepts an order, it shall send Buyer an Order Acknowledgement that confirms all particulars of the order, including but not limited to Product names, quantities, prices, delivery date, and ship-to address.

2.3 The Parties' exchange of the Purchase Order and the Order Acknowledgement shall create a contract for the sale and purchase of the subject Product(s) in accordance with the agreed-upon order terms (an "Individual Contract").

Web版のLeCHECKに加えて、Wordアドイン版オプションをご希望に応じて付加することができます。当オプションでは、Web版・LeCHECKと同様のレビュー支援機能をWord上でそのままお使いいただけ、さらには当オプションのみの「文章校正」機能もご利用いただけます。

- **文章校正機能**：“および”、“または”、“直ちに”などの表記揺れの統一や、条番号の統一、英数字の半角/全角の統一をワンボタンで自動的行えます。
- **リスクチェック支援**：Web版のLeCHECKと同様に、AIによる契約書レビュー支援機能をWord上で使えます。

秘密保持契約書

秘密保持契約書
株式会社甲（以下「開示当事者」という。）と株式会社乙（以下「受領当事者」という。）は、秘密保持契約（以下「本契約」という。）を次の様に締結する。

1. (目的)
両当事者は、両当事者間の本件取引に関して、相互に相手方に開示する情報の保護を目的として本契約を締結する。

2. (秘密情報)
本契約における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に開示した技術上又は営業上の情報、本契約の存在及び内容、口頭で開示された情報その他一切の情報をいう。ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。
① 開示を受けた時に既に保有していた情報
② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

3. (秘密情報の取扱い)
1. 受領当事者は、開示当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令又は裁判所や監督官庁等の公的機関により秘密情報の開示を命じられた場合には、命じられた範囲で秘密情報を、公表又は開示することができる。

Lisse-info
削除: 第1条

Lisse-info
削除: 第2条

Lisse-info
削除: または

Lisse-info
削除: 1

Lisse-info
削除: 第3条

Lisse-info
削除: 1

Lisse-info
削除: または

Lisse-info
削除: 2

Lisse-info
削除: または

LeCHECK

表記揺れの統一

設定に準拠して統一

▼ 表記揺れ項目の詳細設定

☐ 繋がる	☐ つながる	×
☐ 出来る	☐ できる	×
☐ 特に	☐ とくに	×
☐ 共に	☐ ともに	×
☐ 無し	☐ なし	×
☒ 並びに	☐ ならびに	×
☒ 又は	☐ または	×
☐ 全く	☐ まったく	×
☐ 若しくは	☐ もしくは	×
☐ 以て	☐ もって	×
☐ 専ら	☐ もっぱら	×
☐ 基づく	☐ もとづく	×
☐ 基づいて	☐ もとづいて	×
☐ 我が	☐ わが	×

設定を初期化する

【文章校正機能でできること】

- ✓ 表記揺れ検知
- ✓ 表記揺れの自動修正
- ✓ 指定誤字の自動修正
- ✓ 条番号の抜け検知
- ✓ 条番号の自動修正
- ✓ 半角英数字↔全角英数字の自動変換（統一）
- ✓ 設定キーワードの検知 英
- ✓ 不要な改行の検知 英
- ✓ 条番号や条タイトルの誤引用の検知
- ✓ 定義語の抽出 英

Wordアドイン版 動作環境：
Microsoft Word 2019以降（Mac/Windows）、Microsoft Word 2016（Windowsボリュームライセンス版を除く）、Office 365 ウェブ/クライアント（Mac/Windows）

- ChatBPT（GPT-4）を利用した修正条文案の生成機能です。**※現在、β版でのリリースとなります。**
- 修正条文案について、チェック対象の契約書内容や指摘リスクの内容に応じて修正案を生成します。
- 条文修正に関わる負担を軽減し、更なる業務効率化をサポートします。

修正

▼ 3 広範な損害賠償責任が規定されていませんか。損害賠償の範囲を限定する必要はありませんか。

解説 ▶

チェック箇所 ▶

故意または重過失の場合に限る参考条文案例 ▶

損害賠償の範囲が狭い参考条文案例 ▶

中立的とする場合の参考条文案例 ▶

▼ AIで修正条文案を生成

ChatGPTによる条文の修正アイデアを生成します。
参考とする修正例を選択の上、出力ボタンをクリックしてください。

中立的とする場合の参考条文案例

AIで修正条文案を出力

※チェック実行時点の条文を元に修正条文案の出力を行います。
文書を書き換えた際は、再チェックを実行の上ご利用ください。
※ChatGPTの性質上、情報の精度が完全に正確なものとは限りません。あくまで参考程度にご利用ください。

本機能はあくまで条文修正の補助的な位置づけとなります。
ChatGPTの性能と限界をご理解頂き、適切な利用のために
ご利用者様自身での最終確認と利用可否判断をお願いいたします。



故意または重過失の場合に限る参考条文案例 ▶

損害賠償の範囲が狭い参考条文案例 ▶

中立的とする場合の参考条文案例 ▶

▼ AIで修正条文案を生成

ChatGPTによる条文の修正アイデアを生成します。
参考とする修正例を選択の上、出力ボタンをクリックしてください。

中立的とする場合の参考条文案例

AIで修正条文案を出力

第5条（損害賠償責任）
甲及び乙が、秘密情報を開示するなど本契約に違反し、相手方乙に損害を与えた場合には、当該当事者は当該相手方に対し、一切の損害（直接損害、間接損害、逸失利益及び弁護士費用等紛争解決費用を含む）を賠償しなければならない。甲は乙に対し、故意または重過失がある場合に限り、直接に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、賠償金の上限は、本契約に基づく甲の累計受領金額とする。

コピー

Powered by GPT-4

※チェック実行時点の条文を元に修正条文案の出力を行います。
文書を書き換えた際は、再チェックを実行の上ご利用ください。

※Wordアドインでのみ利用可

すべて契約類型において立場別にリスクに関するレビュー支援が可能です

■ 秘密保持契約書

- ・ 秘密保持契約
- ・ 秘密保持契約（双方向）

■ 個人情報保護

- ・ 個人情報の取扱いに関する覚書

■ 売買契約書

- ・ 売買基本契約
- ・ 売買個別契約
- ・ 不動産売買契約
- ・ 取引基本契約（売買と業務委託の混合型）

■ 請負・業務委託契約書

- ・ 業務委託基本契約（請負型）
- ・ 業務委託個別契約（請負型）
- ・ 業務委託基本契約（準委任型）
- ・ 業務委託個別契約（準委任型）
- ・ システム開発委託基本契約
- ・ システム開発委託個別契約（請負型）
- ・ システム開発委託個別契約（準委任型）
- ・ コンテンツ制作契約
- ・ 製造業務委託契約
- ・ OEM契約
- ・ 建築工事請負契約
- ・ 物流委託契約
- ・ 保守契約
- ・ コンサルティング契約
- ・ 産業廃棄物収集運搬/ 中間処理/ 最終処分契約

■ 販売店・代理店契約書

- ・ 独占の販売店契約
- ・ 非独占の販売店契約
- ・ 独占の代理店契約（取次）
- ・ 非独占の代理店契約（取次）

■ 共同研究・開発に関する契約書

- ・ 共同開発契約（企業間）
- ・ 共同研究契約（企業間）
- ・ 受託研究契約
- ・ 共同開発契約（大学・企業間）
- ・ 共同研究契約（大学・企業間）

■ ライセンス契約書

- ・ 商標ライセンス契約
- ・ ソフトウェア・ライセンス契約
- ・ 著作権ライセンス契約

■ 特許・技術・ノウハウに関する契約

- ・ 特許ライセンス契約
- ・ 共同出願契約（特許）

■ 不動産賃貸借契約書

- ・ 賃貸借契約
- ・ 定期賃貸借契約

■ 動産賃貸借契約書

- ・ 複合機ファイナンス・リース契約
- ・ 自動車リース契約

■ 派遣契約書

- ・ 派遣基本契約

■ 人材紹介契約

- ・ 人材紹介契約

■ 利用規約

- ・ 利用規約（BtoB）
- ・ 利用規約（BtoC）

■ 労働契約

- ・ 雇用契約（就業規則なし）
- ・ 出向契約

■ 就業規則・社内規定

- ・ 就業規則（正社員）
- ・ 就業規則（パートタイム社員）

■ 株式・株主に関する契約

- ・ SPA(株券不発行)【条文比較のみ】
- ・ 株式譲渡契約

■ 一般条項

- ・ 一般条項マスター（簡易版）
- ・ 一般条項マスター（物やサービスの提供有）

■ 下請法マスター

★下請法に特化したチェックが可能！

すべて契約類型において立場別にリスクに関するレビュー支援が可能です

■ 秘密保持契約書

- 秘密保持契約 (Non-Disclosure Agreement)
- 秘密保持契約 (双方向・Mutual Non-Disclosure Agreement)

■ 売買契約書

- 売買基本契約 (Basic Sales Agreement)
- 売買個別契約 (Individual Sales Agreement)

■ 請負・業務委託契約書

- 業務委託基本契約 (請負型・Master Service Agreement)
- 業務委託個別契約 (請負型・Master Service Agreement)
- 業務委託基本契約 (準委任型・Service Agreement)
- 業務委託個別契約 (準委任型・Service Agreement)
- 製造業務委託契約 (Manufacturing Agreement)
- 保守契約 (Maintenance Agreement)
- OEM契約 (OEM Agreement)
- システム開発契約 (System Development Agreement)
- 共同研究開発契約 (企業間 Joint Research and Development Agreement)
- 共同研究開発契約 (大学・企業間 Joint Research and Development Agreement)
- 受託研究契約 (Sponsored Research Agreement)

■ 販売店・代理店契約書

- 独占的販売店契約 (Exclusive Distributorship Agreement)
- 非独占的販売店契約 (Non-exclusive Distributorship Agreement)
- 独占的代理店契約 (Exclusive Agency Agreement)
- 非独占的代理店契約 (Non-Exclusive Agency Agreement)

■ ライセンス契約書

- ソフトウェア・ライセンス契約 (Software License Agreement)
- 特許ライセンス契約 (Patent License Agreement)
- 商標ライセンス契約 (Trademark License Agreement)
- 著作権ライセンス契約 (Copyright License Agreement)
- ライセンス契約 (条文比較のみ/License Agreement)

■ 利用規約

- 利用規約 (Terms of Use)

■ 一般条項

- 一般条項 (General Provisions・簡易版)
- 一般条項 (General Provisions・ものやサービスの提供有)

和文:作成用契約書ひな型 (抜粋)

※2024-01-01時点 順次対応類型の拡充を行っております
※詳細の類型一覧は弊社営業担当までお問い合わせください



秘密保持契約書 秘密保持契約書（双方向） 個人情報保護方針 売買基本契約書 売買個別契約書 不動産売買契約書 重要事項説明書（土地建物売買・交換） 重要事項説明書（区分所有建物売買・交換） 業務委託契約書（請負型） 業務委託契約書（準委任型） 業務委託基本契約（準委任、請負混合型） 業務委託基本契約書（情報成果物作成） 業務委託個別契約書 システム開発委託契約書 コンテンツ制作契約書 共同開発契約書 製造業務委託契約書 OEM契約書 建築工事請負契約書 物流委託契約書 保守契約書 PoC契約書 コンサルティング契約書／アドバイザー契約書 産業廃棄物収集運搬契約書（委託者側） 産業廃棄物中間処理契約書（委託者側） 産業廃棄物最終処分契約書（委託者側）	業務提携契約書（標準型） 業務提携契約書（個別契約締結型） 独占的販売店契約書 非独占的販売店契約書 独占的代理店契約書（取次） 非独占的代理店契約書（取次） 派遣契約書 商標ライセンス契約書 特許ライセンス契約書（専用実施権） 特許ライセンス契約書（通常実施権） ソフトウェアライセンス契約書 著作権ライセンス契約書 商品化許諾契約書 不動産賃貸借契約書 不動産定期賃貸借契約書 事業用定期借地権設定契約書 一般定期借地権設定契約書 建物所有目的以外土地賃貸借契約 建物所有目的土地賃貸借契約 重要事項説明書（土地貸借） 重要事項説明書（建物貸借） 諾成的金銭消費貸借契約書	利用規約（ウェブサービス・無償） 利用規約（スマホアプリ利用） 利用規約（ユーザー同士での売買プラットフォーム） 保証契約書 雇用契約（就業規則あり） 雇用契約（就業規則なし） 就業規則（解説付き） 就業規則（契社・パート） 就業規則（契社・パート）（解説付き） 役員委任契約書 責任限定契約書 テレワーク勤務規定 SNSの利用に関する誓約書 内部通報保護規定 株式譲渡契約書 投資契約書 株主間契約書 創業者株主間契約書 スタートアップ投資型複数株主間契約書 覚書 個別契約の変更（売買契約） 覚書 個別契約の変更（業務委託契約） 覚書 個別契約の変更（代理店契約・取次） 特定商取引法に関する表記 資金決済法に関する表記
---	---	---

書式数：702種以上
(2024-01-01時点)

他多数

英文:作成用契約書ひな型 (抜粋)

※2024-01-01時点 順次対応類型の拡充を行っております
※詳細の類型一覧は弊社営業担当までお問い合わせください



秘密保持契約書 (Non-Disclosure Agreement)

秘密保持契約書・双方向・二者間/三者間/四者間 (Mutual Non-Disclosure Agreement)

売買基本契約書 (Basic Sales Agreement)

売買個別契約書 (Individual Sales Agreement)

定期賃貸借契約 (Fixed Term Real Estate Lease Agreement)

業務委託契約書 (請負型) (Service Agreement)

業務委託契約書 (準委任型) (Service Agreement)

製造業務委託契約書 (Manufacturing Agreement)

共同研究開発契約書 (Joint Research and Development Agreement)

コンサルティング契約書 (ニューヨーク州法準拠)

アドバイザリー契約 (Advisory Agreement)

事業提携契約書 (Business Alliance Agreement)

独占的販売店契約 (Exclusive Distributorship Agreement)

非独占的販売店契約 (Non-exclusive Distributorship Agreement)

独占的代理店契約書、取次 (Exclusive Agency Agreement)

非独占的代理店契約書、取次 (Non-Exclusive Agency Agreement)

ライセンス契約書 (License Agreement)

ソフトウェアライセンス契約書 (Software License Agreement)

特許ライセンス契約書 (Patent License Agreement)

商標ライセンス契約書

(Trademark License Agreement-米国法準拠)

商標ライセンス契約書

(Trademark License Agreement-英国法準拠)

著作権ライセンス契約書 (Copyright License Agreement)

取引意向書 (LOI)

覚書 (MOU - Stock Purchase)

更改契約 (Novation Agreement)

雇用契約 (Employment Agreement With Labor Regulations)

就業規則・社内規程 (Working Regulations)

他 多数

※すべての英文契約書ひな型は、
国際取引に長けた専門弁護士と
英語ネイティブ弁護士が英文で作
成したものです。

書式数：100種以上
(2024-01-01時点)



サポート体制について

LeCHECK ヘルプセンターご紹介



**使い方Q&A・法務Q&A
各種操作マニュアルを閲覧可能！**

【法務Q&A】

契約書のレビュー・作成時に発生する疑問点や判断に迷う内容を検索し、
弁護士の見解やノウハウを参考にできる
サイトです。



秘密情報の範囲から除外しておいた方がよいものはありますか。

© 2022/05/30・ナレッジ

タイトル

秘密情報の範囲から除外しておいた方がよいものはありますか。

ANSWER

以下に掲げるものは秘密情報の範囲から予め除外しておくことが一般的です。

- a. 当事者が既に保有していた情報
- b. 既に公知となっている情報、又は当事者の責めによらず公知となった情報
- c. 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当かつ合法的に入手した情報
- d. 受領当事者が独自に取得し、又は創出した情報

特に重要なのは、(a)既に保有していた情報であることを後で証明することができるかどうか、といふ点です。公知となるリスクがあります。これが望ましいと考えられます。

契約書全般・法改正・法務の基礎知識など、
法務業務にまつわるさまざまな疑問について
キーワード検索することが可能です。

LeCHECK サポートデスクご紹介

リチェックのご利用企業様には専任のサポート担当が付き、随時ご相談に対応いたします。

- **お問い合わせ対応**：サポート専門の回線をご用意し、お電話およびメールにて対応しております。オンラインフォーム、チャットボット(*)も追加料金無しでご利用可能です。
- **サービスに関するご要望受付**：対応の契約類型についてのご要望等も随時承っております。
- **充実したご導入後サポート**：カスタマーサクセス担当による導入支援プログラム（追加料金無し）をご用意しております。

カスタマーサクセス担当による【サポートプログラム】

- ・ 法改正メルマガの配信
- ・ LeCHECKの使い方や活用例の定期的なご紹介
- ・ LeCHECK活用オンラインセミナーの定期実施
- ・ オンライン面談・運用ご相談会（回数制限無し）
- ・ 操作説明会（回数制限無し）



The screenshot displays the LeCHECK support interface. At the top, a navigation bar includes a user profile icon, the text 'ユーザー名', a question mark icon, a mail icon (highlighted with a red circle), and a settings gear icon. Below this, the main content area features the LeCHECK logo, a 'ホーム' (Home) link, a 'トピック' (Topic) dropdown, and a 'お問い合わせ関連' (Related to inquiry) dropdown. A red arrow points from the mail icon in the header to the 'お問い合わせフォーム' (Inquiry Form) section. The form includes fields for 'お問い合わせ概要:大項目' (Inquiry Overview: Main Item) with a dropdown menu showing 'アカウント関連' (Account Related), 'お問い合わせ概要:中項目' (Inquiry Overview: Sub-item) with a dropdown menu showing 'アカウント追加/削除' (Account Addition/Deletion), '緊急度' (Urgency) with a dropdown menu showing '小: 業務に影響は少ない' (Small: Little impact on business), '件名' (Subject), and '説明' (Description). A 'ファイル添付(上限: 25MB)' (File Attachment (Limit: 25MB)) button is located below the description field. A large orange '送信' (Send) button is at the bottom right of the form. A blue box with white text is overlaid on the right side of the form, stating '社内のお問い合わせ履歴を見返すこともできます。' (You can also view your company's inquiry history). In the bottom right corner, there is a chatbot window titled 'LeCHECKアシスタント' (LeCHECK Assistant) with a close button. The chatbot messages include a greeting, an offer to help with customer issues, and prompts to select '使い方Q&A' (Usage Q&A) or '法務Q&A' (Legal Q&A) if the user is unsure. The chatbot's name 'LeCHECKアシスタント' and the time '20:30' are visible at the bottom of the chat window. A note at the bottom of the page states: '* 現在チャットボットは個別の返信を行っておりませんのでご了承ください。' (Please understand that the chatbot is not currently providing individual replies.)



基本プラン（和文のみ）

- 初期費用：16万円
- 月額4万円*
 - ユーザー数：5ID
 - 契約書チェック数：年間500件
 - リチェックひな型DL数：年間100件
 - キャビネット容量：5GB

英文対応プラン(和文・英文対応)

- 初期費用：16万円
- 月額5.5万円*
 - ユーザー数：5ID
 - 契約書チェック数：年間500件
 - リチェックひな型DL数：年間100件
 - キャビネット容量：5GB
 - 英日AI翻訳機能

※年間単位でのご提供となります。

オプション追加

オプションメニュー	基本プラン	英文対応プラン
Wordアドイン版【文章校正機能】追加	月額 1 万円*/ID	月額 1.5万円*/ID
ユーザー（ID）数の追加	別途お見積りいたします。弊社営業担当までお問い合わせください。	
契約書チェック数の追加	別途お見積りいたします。弊社営業担当までお問い合わせください。	
その他、ひな型ダウンロード数やキャビネット容量の追加も可能です。		

*本サービスの利用料金は、当社の判断により改定されることがあります。利用者様が、改定後の利用料金の適用日以降に年間プランの申し込み又は更新手続（自動更新の場合を含みます）を行った場合には、利用者様は、原則、改定後の利用料金が適用されることを同意したものとみなされます。



月額 1 万円 / ID

- 翻訳可能単語数：月間 10 万語*
- 日⇔英翻訳
- ユーザー用語集、日付表記の選択
- 動作条件：Windows OS (Mac OS非対応)
- Microsoft Word バージョン

2013/2016/2019/365 対応

※リトランスレートにレビュー機能はございません

※年契約となります

*月間利用可能語数：

英→日翻訳の場合、月間 10 万語

日→英翻訳の場合、月間 20 万文字

月間 10 万語（英文・フォントサイズ12の場合）

目安：

シングルスペースで、約200ページ

ダブルスペースで、約400ページ

*本サービスの利用料金は、当社の判断により改定されることがあります。利用者が、改定後の利用料金の適用日以降に年間プランの申し込み又は更新手続（自動更新の場合を含みます）を行った場合には、利用者は、原則、改定後の利用料金が適用されることを同意したものとみなされます。

ご質問	ご回答
Q. LeCHECKの推奨する動作環境をおしえてください。	A. 以下の環境でのご利用を推奨しております。 デバイス：P C（スマートフォン、タブレットでのご利用は推奨しておりません） ブラウザ：Google Chrome 最新版（推奨） / Microsoft Edge 最新版 ※上記以外のブラウザ（Internet Explorer、Firefox、Safari等）は推奨しておりません。 動作や表示が正常に行われない場合がございます。
Q. レビューできる契約書のファイル形式をおしえてください。	A. 「.docx」「.doc」「.pdf」に対応しております。ただし、対応可能な形式であっても、以下のような場合、登録できない場合がございます。 ・ヘッダー・フッターがある契約書 ・多段組レイアウトの契約書（※1） ・画像が組み込まれているファイル（※2） ・目次のある契約書 ・保護されたファイル（「.docx」「.doc」「.pdf」） ※1：2022年8月より、二段組レイアウトの自動読み込みに対応しました。 ※2：2023年2月より、表が組み込まれているファイルの自動読み込みに対応しました。 なお、修正履歴付きのWord文書の場合、修正後（修正履歴反映後）のテキスト内容を読み取りますので、レビューが可能です。 また、リチェック内にOCR機能が付帯しておりますので、画像データPDFファイルにも対応しております。サービス上にファイルをアップロードいただければ、自動で文字解析が行われます（精度:文字認識率→99.74% 2021年6月24日当社調査）。
Q. 改正民法への対応は行っているのでしょうか。	A. 2020年の改正民法にも対応しております。すべての契約書類型を専門の弁護士が監修し、適宜サービスに反映しております。
Q. お試し利用はできますか。	A. 無料トライアルを行っております。トライアルのご提供前にはデモを実施させていただいております。1社につき3名様まで、契約書チェック数上限は1IDにつき10件とさせていただいております。期間は営業担当にお問い合わせください。
Q. 複数の部署で利用することはできますか。	A. はい。ベーシックなプランで5ID付与させていただきますので、法務部以外の方でもご利用いただけます。ユーザー数の追加が必要な場合は別途担当者までご相談ください。

ここまでお読みいただき、誠にありがとうございます。ご不明な点がございましたら、下記の窓口までお気軽にお問い合わせください。詳細のご説明やデモを実施させていただきます。

リチェック問い合わせ窓口

Tel : 03-6206-2009

受付時間 : 平日10時～17時

Mail : info@lisse-law.co.jp

Web : <https://lisse-law.com/lecheck/>



株式会社リセ

<https://lisse-law.com/>

弊社サービスは、利用者様が契約書を作成又はレビュー等するための補助ツールであり、利用者様に代わって契約書を作成又はレビュー等するものではありません。

弊社サービスは、契約書の作成・レビュー等に当たり、一般的・類型的な観点からの助言、リスク要因の提示等を行うことはありますが、個別具体的な事例について適法性、適合性、正確性、有用性等について判断したり保証したりするものではありません。